

東 空 安 第 4 号

平成27年10月30日

アイベックスエアラインズ株式会社

代表取締役社長 服部 浩行 殿

国土交通省東京航空局長

加藤 敏

航空輸送の安全確保に関する事業改善命令

貴社に対し平成27年10月1日から23日にかけて航空法第134条に基づき立入検査を実施したところ、下記1. のとおり輸送の安全を阻害している事実が認められた。

については、航空法第112条の規定に基づき下記2. に掲げる措置を速やかに講ずるよう命令する。

講じた措置については、平成27年12月4日までに報告されたい。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して90日以内に国土交通大臣に対して審査請求を行うことができる。

記

1. 安全を阻害している行為

今回の立入検査において、別紙のとおり整備を適切に実施していないことを認識しながらも、必要な対応を行わず運航を優先した事案を繰り返していたことが確認された。

また、この他にも事実を隠蔽し、整備記録の改変や東京航空局に対して虚偽の報告等を行っていた。さらに、社内において必要な原因分析や再発防止策を講じていなかった。

以上より、貴社においては、航空運送事業者が担うべき安全確保への責任・自覚や法令遵守の意識が著しく欠如していることが認められる。

また、安全に影響を及ぼす事象が発生した場合、直ちに必要な対応を行うとともに、事実関係を調査し原因を究明した上で、適切に再発防止策を講じるという安全管理システムが十分に機能していないことも認められる。

2. 講ずるべき措置

航空運送事業者は輸送の安全を確保することが最大の使命であり、絶えず輸送の安全の向上に努めなければならない。

輸送の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全の方針の達成に向けて、安全統括管理者を中心として各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要であるとの認識のもと、以下の措置を講じること。

(1) 安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育

全社員に対して安全意識の再徹底及び法令及び規程等の遵守に係る教育を行うこと。

(2) 安全管理体制の抜本的見直し

安全に影響を及ぼす事象が発生した場合、適切な評価・分析をし、必要な再発防止策が講じられるよう、貴社の安全管理体制を抜本的に見直すこと。

(3) 整備体制の再構築

整備部門において、確実に整備業務を実施するために必要な知識・能力等を有する者を配置するなど、貴社の整備体制を再構築すること。

1. 25年1月、伊丹空港での前脚タイヤの交換時に、左右両方のタイヤ交換が必要にも関わらず誤って片方のみを交換。また、整備記録上両方のタイヤの交換が必要ないように修正した。整備ミスに気付いた後も、必要なタイヤ交換を行わないまま運航を継続。
2. 25年10月、乗降用ドアのヒンジ点検の期限超過が判明。直ちに点検を口頭で指示する一方、整備記録を期限内に実施済と改変するよう指示。その後記録は改変されたが、ヒンジ点検は行われたいまま運航を継続。
3. 26年8月、仙台空港で、エンジン・フェアリングの点検パネルの欠損を発見したが、安全と判断し、必要な整備を行わないまま運航を継続。
4. 27年1月、燃料供給停止用バルブ交換時に、互換性のない部品を誤って装着。その後、製造者から交換を指示されたが直ちに交換せず正規部品を入手するまで運航を継続。